

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置
法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置
法（以下「法」という。）第二十条第一項の自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途について定めること。（第六条関係）

第二 法第二十条から第二十八条までの規定の施行に必要な限度において、特定建物を設置する者又は特定
建物において事業を行う者に対し報告を求めることができる事項について定めること。（第七条関係）

第三 法第三十六条第一項第二号の周辺地域内自動車の台数は、三十台以上とすること。（第九条関係）

第四 法第三十三条、第三十六条又は第三十七条及び第三十九条の規定の施行に必要な限度において、対象
自動車を使用する事業者、周辺地域内自動車を使用する事業者又は周辺地域内事業者に対し、報告徴収及
び立入検査させることができる事項について定めること。（第十条、第十二条及び第十三条関係）

第五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 この政令の施行期日について定めること。（附則関係）